

宮城県公報

令和7年4月11日（金）
定期第592号

目次

告示

- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 土地改良区の定款変更の認可（仙台地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（北部地方振興事務所）
- 土地改良区の定款変更の認可（同）
- 土地改良区の定款変更の認可（東部地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任の届出（気仙沼地方振興事務所）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁教育企画室）

宮城県告示第 260 号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
 - （１）種類 大崎広域都市計画下水道
 - （２）名称 大崎市公共下水道
- 2 縦覧場所
宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第 261 号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 2 日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 4 月 11 日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 嘉 藤 俊 雄

宮城県告示第 262 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第17項の規定により、加美郡西部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 11 日

宮城県北部地方振興事務所

所長 伊 藤 正 弘

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 3 月 28 日	鎌 田 寛 一	加美郡加美町宮崎字旭二番19番地	理 事
令和 7 年 3 月 28 日	三 浦 俊 郎	加美郡加美町小泉字北要害27番地	理 事
令和 7 年 3 月 28 日	小 林 栄 基	加美郡加美町谷地森字天王16番地	理 事
令和 7 年 3 月 28 日	府 田 周 一	加美郡加美町字南小路一番60番地	理 事
令和 7 年 3 月 28 日	天 野 勇一郎	加美郡加美町字長清水北一番17番地	理 事
令和 7 年 3 月 28 日	伊 藤 裕	加美郡加美町字町屋敷一番48番地	理 事
令和 7 年 3 月 28 日	千 葉 裕 子	加美郡加美町柳沢字諏訪前 3 番地	理 事
令和 7 年 3 月 28 日	佐々木 光 夫	加美郡加美町字下野目前川原中48番地 1	理 事
令和 7 年 3 月 28 日	加 藤 賢 治	加美郡加美町宮崎字町 140 番地 6	理 事
令和 7 年 3 月 28 日	高 橋 清 治	加美郡加美町字町屋敷21番地	監 事
令和 7 年 3 月 28 日	渡 部 一 雄	加美郡加美町字新小路 170 番地 1	監 事
令和 7 年 3 月 28 日	今 野 実	加美郡加美町小泉字町屋敷54番地	監 事

2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 3 月 27 日	鎌 田 寛 一	加美郡加美町宮崎字旭二番19番地	理 事
令和 7 年 3 月 27 日	三 浦 俊 郎	加美郡加美町小泉字北要害27番地	理 事
令和 7 年 3 月 27 日	工 藤 正 信	加美郡加美町字鹿原下北村11番地	理 事
令和 7 年 3 月 27 日	小 林 栄 基	加美郡加美町谷地森字天王16番地	理 事
令和 7 年 3 月 27 日	天 野 勇一郎	加美郡加美町字長清水北一番17番地	理 事
令和 7 年 3 月 27 日	佐々木 光 夫	加美郡加美町字下野目前川原中48番地 1	理 事
令和 7 年 3 月 27 日	府 田 周 一	加美郡加美町字南小路一番60番地	理 事
令和 7 年 3 月 27 日	加 藤 賢 治	加美郡加美町宮崎字町 140 番地 6	理 事
令和 7 年 3 月 27 日	高 橋 清 治	加美郡加美町字町屋敷21番地	監 事
令和 7 年 3 月 27 日	渡 部 一 雄	加美郡加美町字新小路 170 番地 1	監 事
令和 7 年 3 月 27 日	今 野 実	加美郡加美町小泉字町屋敷54番地	監 事

宮城県告示第 263 号

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 4 月 11 日

宮城県北部地方振興事務所

所長 伊 藤 正 弘

宮城県告示第 264 号

伊豆沼沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 7 日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 4 月 11 日

宮城県東部地方振興事務所

所長 武 田 健 久

宮城県告示第 265 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、階上大谷土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 4 月 11 日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所長 小 嶋 淳 一

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 4 月 1 日	鳳京 創一	気仙沼市本吉町長根15番地 1	理 事

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 4 月 11 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字小田 5 番 4、5 番 11 及び 5 番 1 の一部、5 番 6 の一部、5 番 8 の一部
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	岩手県紫波郡矢巾町医大通 2 丁目 7 番 7 号 株式会社 薬王堂

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年 4 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県教育企画室ノートパソコン賃貸借及び導入設定・保守等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教育企画室 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 3 月 19 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
- 5 落札金額 1,362,242,300 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 2 月 4 日